

月報 (令和元年10月号)

# いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158  
 FAX 0225-22-2442

## 1 一般職業紹介状況 (令和元年8月内容) について

### 【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.54倍となり、前年同月比では0.13ポイント下回り、前月比では0.12ポイント下回りました。

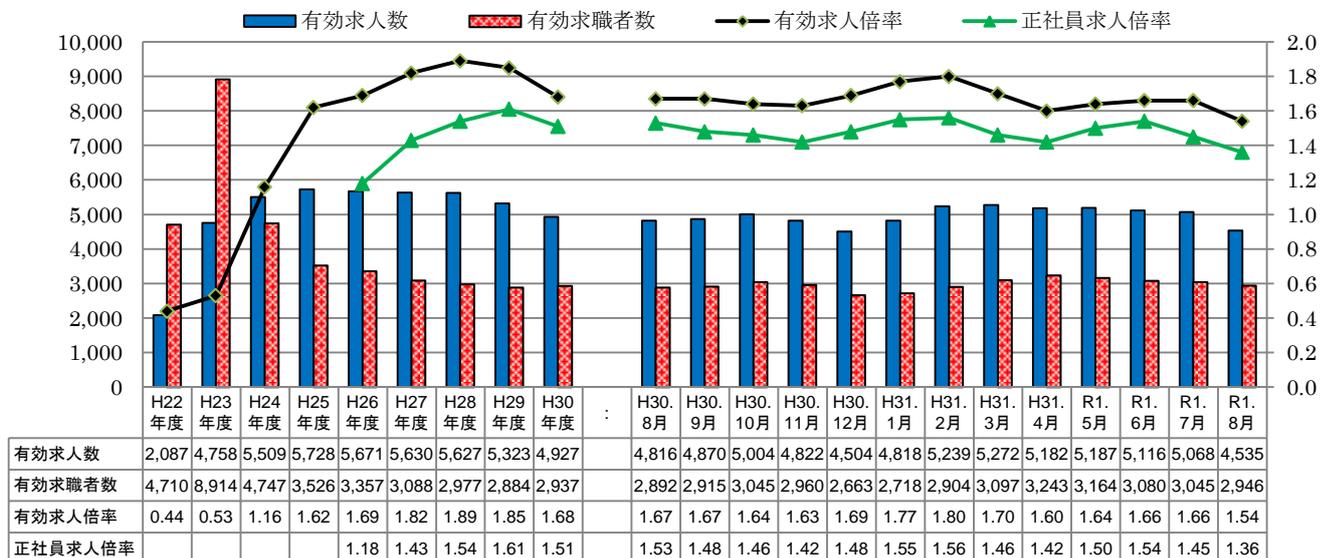
### 【求人の方す】

- 新規求人数は1,285人で、前年同月比で20.3%減(前年同月差327人減)、前月比で31.4%減(前月差587人減)となりました。
- 月間有効求人数は4,535人で、前年同月比で5.8%減(前年同月差281人減)、前月比で10.5%減(前月差533人減)となりました。

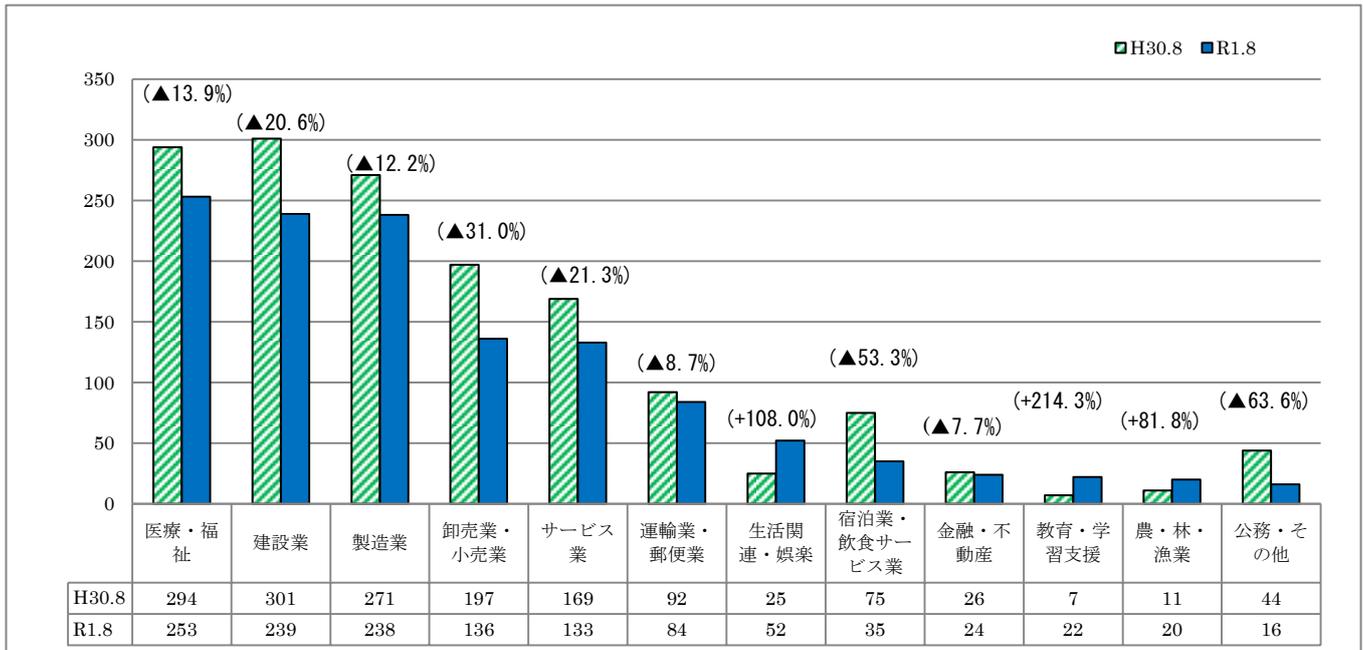
### 【求職の方す】

- 新規求職者数は675人で、前年同月比で10.8%減(前年同月差82人減)、前月比で13.9%減(前月差109人減)となりました。
  - 月間有効求職者数は2,946人で、前年同月比で1.9%増(前年同月差54人増)、前月比で3.3%減(前月差99人減)となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,499人で50.9%、45歳以上54歳以下は588人で20.0%、55歳以上は859人で29.2%となっています。

## 求人・求職の状況



## 2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、生活関連サービス業・娯楽業が52人で、前年同月比108.0%増（前年同月差27人増）となりました。

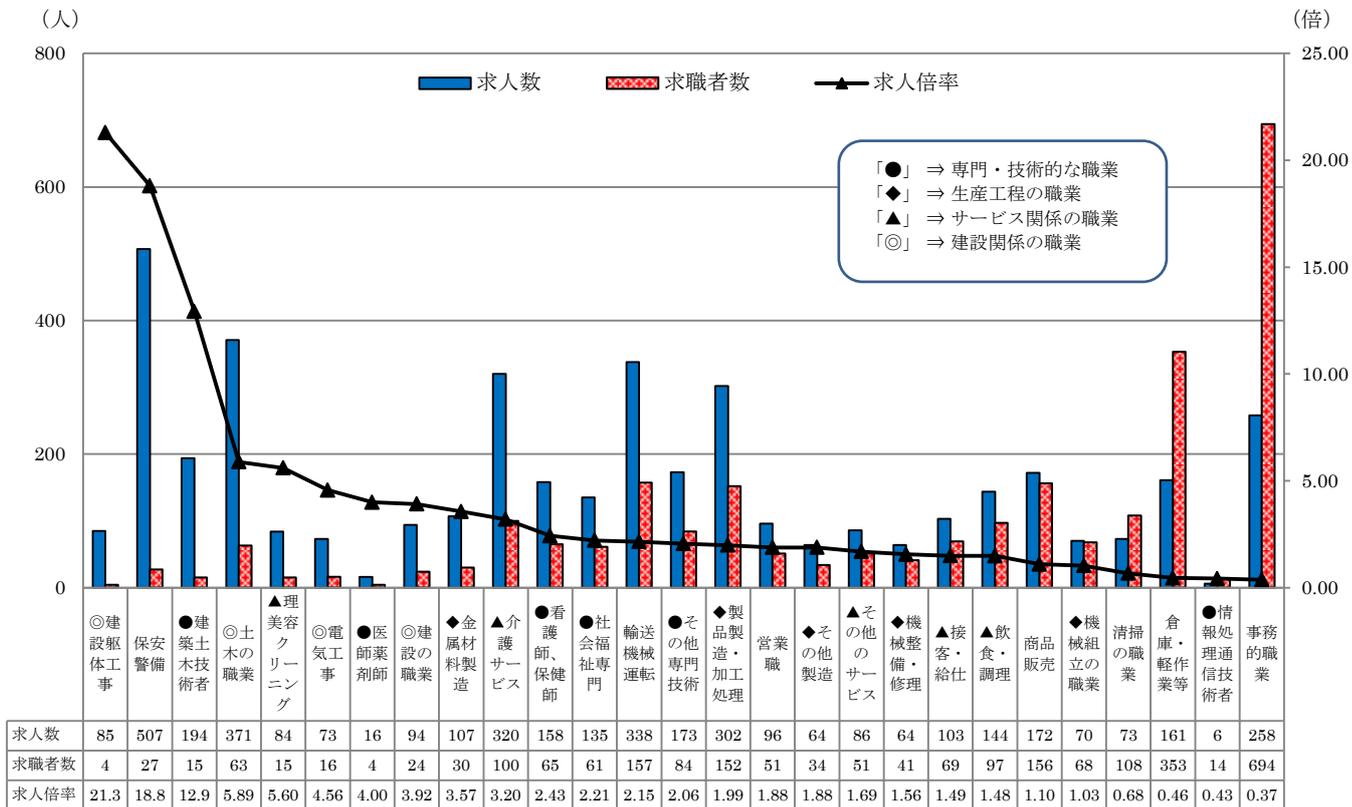
一方、医療・福祉が253人で、同13.9%減（同41人減）、建設業が239人で、同20.6%減（同62人減）、製造業が238人で、同12.2%減（同33人減）、卸売業・小売業が136人で、同31.0%減（同61人減）、サービス業が133人で、同21.3%減（同36人減）、運輸業・郵便業84人で、同8.7%減（同8人減）となりました。

## 3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,285	*	*	▲31.4	▲20.3	
月間有効求人数	4,535	*	*	▲10.5	▲5.8	
新規求職者数	675	299	373	▲13.9	▲10.8	
うち雇用保険受給者	120	55	65	▲27.7	▲20.5	
月間有効求職者数	2,946	1,366	1,571	▲3.3	1.9	
うち雇用保険受給者	970	403	567	▲4.2	▲0.9	
求人倍率	新規	1.90	*	*	▲0.49P	▲0.23P
	有効	1.54	*	*	▲0.12P	▲0.13P
紹介件数	934	427	507	▲19.3	▲6.2	
うち雇用保険受給者	184	88	96	▲27.8	▲4.2	
就職件数	312	156	156	▲18.1	0.6	
うち雇用保険受給者	73	36	37	▲29.1	4.3	
新規就職率	46.2	52.2	41.8	▲2.4P	5.2P	

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

### 4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用  
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

### 5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	57	8	16	29	4	78.1	23.9
新規登録者数	36	2	14	18	2	157.1	▲2.7
就職件数	11	0	2	9	0	0.0	▲21.4
月末現在有効求職者数	481	146	63	228	44	8.6	14.5

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

### 6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	12	*	*	▲7.7	▲25.0
	廃止事業所数	9	*	*	▲50.0	125.0
	月末現在事業所数	4,198	*	*	0.1	0.4
被保険者関係	資格取得者数	511	272	239	▲24.2	▲2.1
	資格喪失者数	601	319	282	▲14.8	▲0.3
	離職票交付件数	344	*	*	▲16.7	2.7
	月末現在被保険者数	46,758	27,197	19,561	▲0.2	0.0
給付金関係	受給資格決定数	145	68	77	▲29.3	▲16.2
	一般給付受給者数	628	257	371	▲7.6	0.3
	一般給付金額（千円）	68,092	32,124	35,968	▲21.4	▲4.9

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合ある。

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改訂されました。

時間額 **824** 円

令和元年10月1日から！

（9月30日までは時間額798円）

※ 「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」などの特定の産業で働く労働者には、宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日に労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 《 最低賃金の計算方法 》

(1) 時間給制の場合

時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(2) 日給制の場合

日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(3) 月給制の場合

月給  $\div$  1カ月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額（時間額）

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

詳細については、  
労働基準監督署に  
お尋ねください。

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



石巻労働基準監督署

☎ 0225-22-3365